報告第３３号

各種事務事業の取扱い（環境対策事業）の報告について

各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－１０
各種事務事業の取扱い（環境対策事業）の報告について

報告事項及び調整結果［※］

(6) 生ゴミ処理機購入費補助は、一般家庭を対象に、生ゴミ処理容器及び電気式生ゴミ処理機について

※購入費の補助を行う。グループ購入への上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは廃止する。

ア 一般家庭を対象に、電気式生ごみ処理機について購入費の補助を行う。補助率は購入額の２分の１とし、補助上限 30,000 円、100 円未満の端数は切り捨て。

イ 一般家庭を対象に、生ごみ処理容器について購入費の補助を行う。補助率は購入額の２分の１とし、補助上限 10,000 円、100 円未満の端数は切り捨て。

ウ グループ購入への補助率上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは、合併時に廃止する。